



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

号外第66号 令和4年6月22日発行

目次

【選挙管理委員会告示】

番号	表題	担当課名
55	令和4年7月10日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序を決定するためのくじを行う日時及び場所を告示する件	
56	令和4年7月10日執行の参議院比例代表選出議員選挙及び参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙において繰り上げて投票を行う投票区を告示する件	
57	令和4年7月10日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及びその職務を代理すべき者を選任する件	
58	令和4年7月10日執行の参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙における選挙分会長及びその職務を代理すべき者を選任する件	
59	令和4年7月10日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の場所及び日時を告示する件	
60	令和4年7月10日執行の参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙における選挙分会の場所及び日時を告示する件	

【徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
7	令和4年7月10日執行の参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を選任した件	
8	令和4年7月10日執行の参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙における選挙会の場所及び日時を定めた件	

【参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙選挙長告示】

番 号	表 題	担当課名
1	令和4年7月10日執行の参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙における選挙立会人について、候補者からの届出に係る者が10人を超えると、又は同一政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上あるときにくじを行う場所及び日時を定めた件	

【参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長告示】

番 号	表 題	担当課名
1	令和4年7月10日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙立会人について、名簿届出政党等からの届出に係る者が10人を超えると、又は同一政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上あるときにくじを行う場所及び日時を定める件	

【参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙選挙分会長告示】

番 号	表 題	担当課名
1	令和4年7月10日執行の参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙における選挙立会人について、候補者からの届出に係る者が10人を超えると、又は同一政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上あるときにくじを行う場所及び日時を定める件	

徳島県選挙管理委員会告示第五十五号

徳島県公職選挙運動等管理規程（昭和四十年徳島県選挙管理委員会告示第一号）第五十六条第一項の規定により令和四年七月十日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載文の掲載の順序を決定するためのくじを行う日時及び場所を次のとおり告示する。

令和四年六月二十二日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

- 一 日時 令和四年六月二十七日 午前九時三十分
- 二 場所 徳島市万代町一丁目一番地 徳島県庁内 徳島県選挙管理委員会委員室

徳島県選挙管理委員会告示第五十六号

令和四年七月十日執行の参議院比例代表選出議員選挙及び参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙について、次の投票区における投票の期日は、次のとおりとする。

令和四年六月二十二日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

阿南市	市町村名	伊島投票区	投票区名	令和四年七月九日	投票の期日
-----	------	-------	------	----------	-------

徳島県選挙管理委員会告示第五十七号

令和四年七月十日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

令和四年六月二十二日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

阿南市	住所	選挙分会長
賀原一徳	氏名	
徳島市	住所	選挙分会長の職務を代理すべき者
唐渡茂樹	氏名	

徳島県選挙管理委員会告示第五十八号

令和四年七月十日執行の参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙における選挙分会
長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

令和四年六月二十二日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

阿南市	住 所	選 挙 分 会 長
賀原一徳	氏 名	
徳島市	住 所	選挙分会長の職務を代理すべき者
唐渡茂樹	氏 名	

徳島県選挙管理委員会告示第五十九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により、令和四年七月十日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の場所及び日時を次のとおり告示する。

令和四年六月二十二日

徳島県選挙管理委員会委員長

中 田 丑 五 郎

- 一 場所 徳島市万代町一丁目一番地 徳島県庁内 選挙管理委員会室
- 二 日時 令和四年七月十二日 午前十時三十分

徳島県選挙管理委員会告示第六十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により、令和四年七月十日執行の参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙における選挙分会の場所及び日時を次のとおり告示する。

令和四年六月二十二日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

- 一 場所 徳島市万代町一丁目一番地 徳島県庁内 選挙管理委員会室
- 二 日時 令和四年七月十二日 午前十一時

徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第7号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、令和4年7月10日執行の参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙の選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和4年6月22日

徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長

中田 丑五郎

選挙長		選挙長職務代理者	
住所	氏名	住所	氏名
阿南市	賀原 一徳	徳島市	唐渡 茂樹

徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第8号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第78条の規定により、令和4年7月10日執行の参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり定めた。

令和4年6月22日

徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長

中田 丑五郎

1 場所

徳島市万代町一丁目1番地 徳島県庁内 402会議室

2 日時

令和4年7月14日 午後1時

参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙選挙長告示第1号

令和4年7月10日執行の参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙における選挙会に立会すべき選挙立会人の届出が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上あるときにおいて、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において読み替えて準用する同法第62条第2項、第4項又は第5項の規定によるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

令和4年6月22日

参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙選挙長

賀原 一徳

1 日時

令和4年7月8日 午前10時30分

2 場所

徳島県徳島市万代町一丁目1番地 徳島県庁 徳島県選挙管理委員会委員室

参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長告示第一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において読み替えて準用する同法第六十二条第六項の規定により、令和四年七月十日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙立会人について、名簿届出政党等からの届出に係る者が十人を超えるときにくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

令和四年六月二十二日

参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長 賀 原 一 徳

- 一 場所 徳島市万代町一丁目一番地 徳島県庁内 徳島県選挙管理委員会委員室
- 二 日時 令和四年七月八日 午前十一時

参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙選挙分会長告示第一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において読み替えて準用する同法第六十二条第六項の規定により、令和四年七月十日執行の参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙における選挙立会人について、候補者からの届出に係る者が十人を超えるとき、又は同一政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が二人以上あるときにくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

令和四年六月二十二日

参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙選挙分会長 賀 原 一 徳

一 場所 徳島市万代町一丁目一番地 徳島県庁内 徳島県選挙管理委員会委員室

二 日時 令和四年七月八日 午前十時三十分